

## 第1章 計画策定の基本的事項

### 1 計画の背景と目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法と示す。）第6条第1項に基づき作成するもので、習志野市（以下、本市と示す。）の区域内から発生する一般廃棄物の処理・処分について長期的・総合的視野に立った基本的事項について定めるものです。

国では循環型社会の形成と推進のため、循環型社会形成推進基本法をはじめとし、廃棄物適正処理のための廃棄物処理法、リサイクルの推進のための資源有効利用促進法、個別物品の特性に応じた、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法など、様々な法の整備を行ってきました。

本市においては、平成19年3月に平成32年度を計画目標年度とした「習志野市一般廃棄物処理基本計画」を新たに策定し、一般廃棄物の適正処理はもとより、3Rの推進について取り組んできました。

しかしながら、社会経済情勢の変化や国・県における法制度や目標値の見直し等、本市を取り巻く清掃行政の状況が大きく変化し、また、策定時はまだ稼働して4年しか経過していなかった現清掃工場が、現在、既に9年が経過し老朽化が見られる中、清掃工場の長寿命化を今後如何に取り組むかという問題もでてきました。

このようなことから、中間年度である本年度に改訂を行い、改めて本市の今後の清掃行政の方向性を示すこととしました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、習志野市基本構想、その他の関連計画と整合を図っています。本計画の位置付けを図 1.1 に示します。

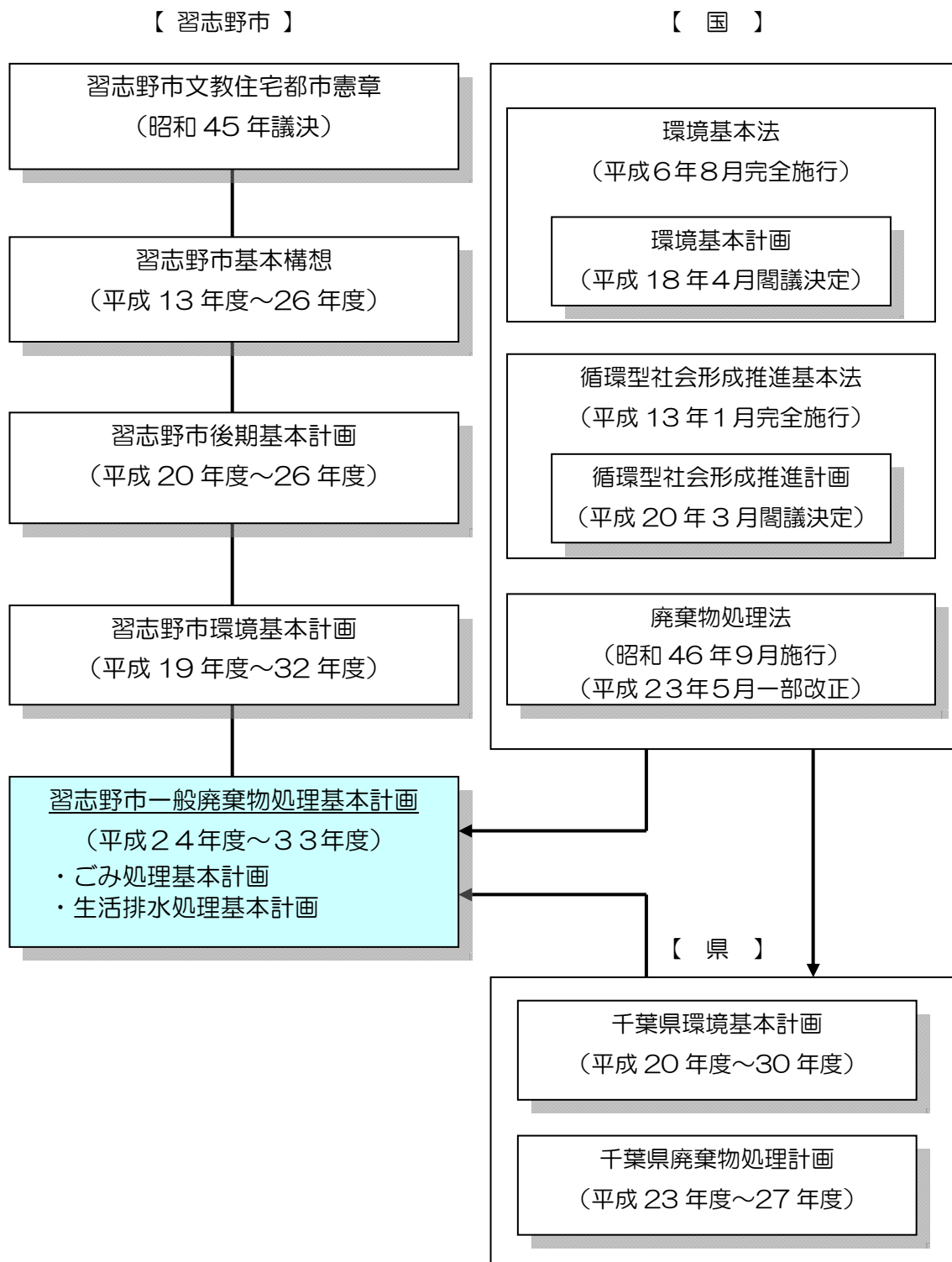


図 1.1 計画の位置付け

### 3 計画の目標年度

本計画は、平成 24 年度を初年度とし、平成 33 年度を計画目標年度とします。計画期間は、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間とし、5年後の平成 28 年度を本計画の中間目標年度とします。

中間目標年度においては、ごみ量の変化・人口変化等の状況に応じて、見直しを行うものとします。

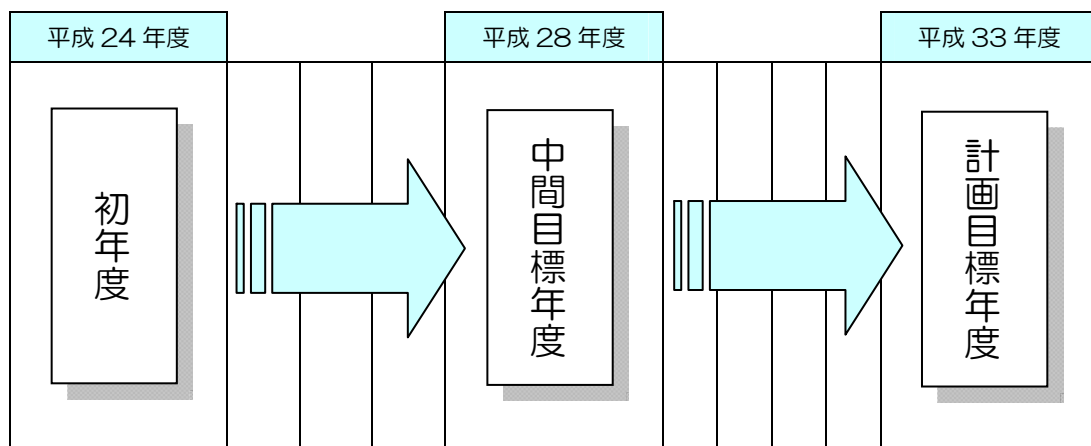


図 1.2 計画の目標年度

### 4 計画の構成

本計画は、ごみ処理に関する部分（ごみ処理基本計画）と生活排水処理に関する部分（生活排水処理基本計画）で構成します。

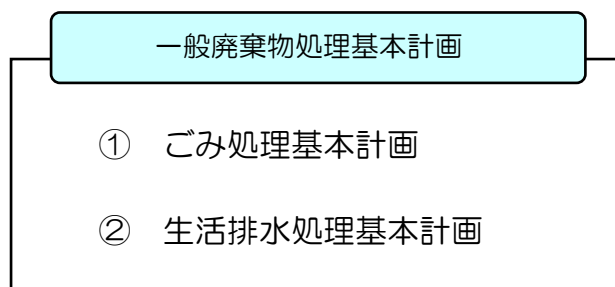
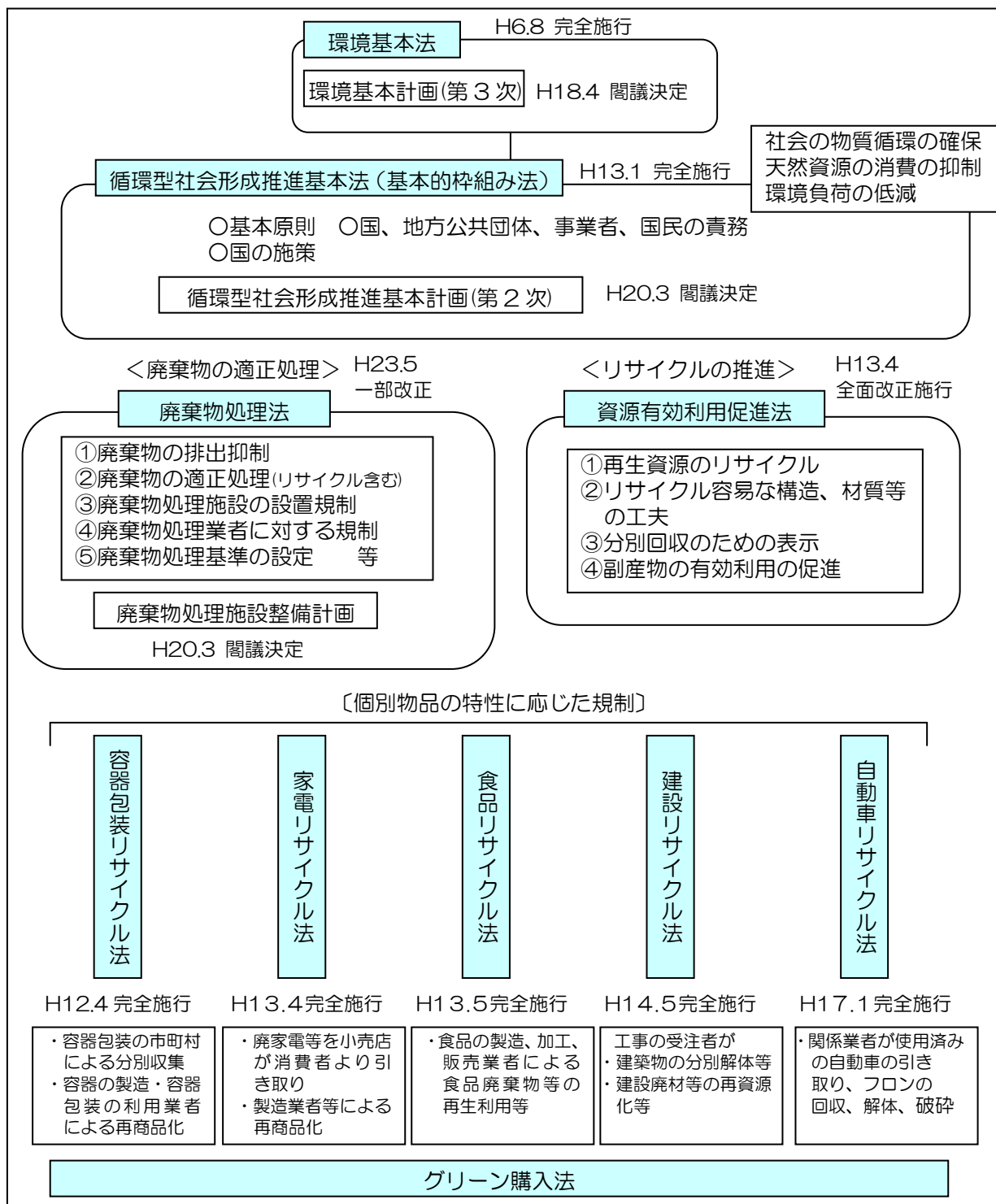


図 1.3 計画の構成

## 5 廃棄物・リサイクル関連の動向

### (1) 廃棄物・リサイクル関連の法制度

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。



資料：環境省

図 1.4 循環型社会の形成と推進のための法制度

## (2) 国および県の廃棄物処理の目標

本計画の上位計画にあたる国および県の数値目標を以下に示します。

表 1.1 廃棄物減量の目標量

項目	国の設定した目標値			県の設定した目標値
	廃棄物処理法に基づく基本方針	循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画	
策定年月	平成 22 年 12 月	平成 20 年 3 月	平成 20 年 3 月	平成 23 年 3 月
もとなる法律名	廃棄物処理法	循環型社会形成推進基本法	廃棄物処理法	廃棄物処理法
目標年度	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 24 年度	平成 27 年度
排出量に係る目標値	一般廃棄物の排出量を平成 19 年度比約 5%削減	(家庭系一般廃棄物) 資源回収量・資源ごみ等を除いた 1 人 1 日あたりの家庭から排出するごみの量を平成 12 年度比で約 20%削減 (事業系一般廃棄物) 事業系ごみの総量を平成 12 年度比で約 20%削減	ごみ総排出量 約 5,200 万トン (平成 19 年) →約 5,000 万トン (平成 24 年) に削減	平成 27 年度における排出量を 220 万トン以下 (1 人 1 日あたり 960g 以下)
再生利用に係る目標値	再生利用率を約 25% ※1		リサイクル率 (再生利用率) 20% (平成 19 年) →25% (平成 24 年)	再生利用率を 30%以上
中間処理に係る目標値			ごみ減量処理率※2 89% (平成 19 年) →概ね 100%	
最終処分に係る目標値	最終処分量を平成 19 年度比約 22%削減		一般廃棄物最終処分場の残余年数を平成 19 年度の水準 (15 年分) を維持する。	13 万トン以下(平成 19 年度比で約 22%削減)
備考			焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に可能な限り発電を実施し、サーマルリサイクルを推進する。	

※1 再生利用率=ごみの再生利用量/(市町村による計画収集量+事業者等による市町村施設への直接搬入量+集回収量)

※2 ごみ減量処理率=焼却、資源化等の中間処理が行われた量/(市町村による計画収集量+事業者等による市町村施設への直接搬入量)